

ヘーゲル『法哲学』における人格から主体への移行の論理

京都大学 久保篤史

序

ヘーゲルの『法哲学』は出版から 200 年を経た今でもなお、新たな読みに対して開かれた書物である。とはいえ、いかなる読みでも許容されていいわけではない。哲学はもちろん、政治学や法学といった領域においても有益な洞察を引き出すためにはまず、『法哲学』の論理構成を最低限は踏まえようとする姿勢が前提されるべきであろう。然るに、本稿が取り上げる『法哲学』「第一部 抽象法」末尾に位置する不法章の「C. 強制と犯罪」は、その必要条件が満たされては来なかったように思われる。

『法哲学』においてこの箇所は、「第一部 抽象法 *das abstrakte Recht*」から「第二部 道徳性 *Die Moralität*」への移行、すなわち、人格 *Person* から主体 *Subjekt* への意志形態の移行を扱っており、刑法論を中心にしばしば論じられてきた¹。L. ジープや M. クヴァンテといった著名なヘーゲル研究者を始めとして多くの者は、刑罰の行使がこの場面で起こり、それによって主体という意志形態の要請が満たされて移行が生じると解釈する²。だが、この解釈は『法哲学』の論理構成上無理がある。本稿はまずテキスト解釈によって、この場面で刑罰の行使は起きていないことを確認し、主体の要請が単なる要請から実際の移行へと向かうのは復讐の無限連鎖においてであることを示す。そのうえで、復讐の無限連鎖で人格から主体への移行が生じる背景には、ヘーゲル自身の明言はないものの、『大論理学』「存在論」の質論における無限性の議論が援用されていることを明らかにする。本稿の目的は、今後の『法哲学』研究のため、これまで適切に読まれてきたとは言い難いこの箇所の新しい解釈を提案することにある。

本稿は以下のように進行する。第一章では抽象法と道徳性の概略を示す。それぞれの法・権利形態で主題になるのは人格と主体という意志形態であり、両者の違いが素描される。第二章では人格から主体への移行が生じる第一部の末尾を読み解く。三つの不法のうち犯罪という不法だけが「強制 *Zwang*」であるために復讐の無限連鎖が起き、主体という次の意志形態が、単なる要請を超えていわば内在的に生じて来ることが明らかになる。第三章では、前章で得られた解釈を『大論理学』質論での悪無限から真無限への移行の論理によって裏付ける。質論では、無限者がおのれを格下げ *herabsetzen* して有限者になることから悪無限が始まり、やがてそこに潜んでいた真無限が顕わになる。この論理は、当初正当と思われた報復が、抽象法においては犯罪と区別のつかぬ復讐に落ち込み、その復讐の連鎖のなかで主体という意志が現

れることを説明してくれるだろう。

第一章 人格と主体の差異

法・権利 *Recht* の出発点は、自由を実現しようと意欲する存在者としての意志である (§ 4)。このような意志が自由を実現していく場が、抽象法、道徳性、人倫という三つの法・権利として現れる。本稿で問題になる人格と主体は、このうちの前二者に対応する意志形態である。したがって、抽象法から道徳性への移行は、人格から主体への移行だと言い換えてよい。人格と主体はともに自由の偶然的な実現を行う意志形態という点で共通する (cf. § 104 注解)。だが、ヘーゲルが人格から主体への移行において、意志は「単に無自覚に *an sich* 自由な意志であるだけでなく、自覚的に *für sich selbst* 自由な意志である」 (§ 104) と言うように、その偶然性に無自覚的か自覚的か、つまり、直接的か媒介的か、さらに言えば、無反省的か反省的かで両者は異なる。本章はこのことを簡潔に示す。

『法哲学』序論の § 5-7 では、意志が三段階に分けられる。本稿で重要なのは第一段階と第二段階であり、人格と主体は後者に相当する。第一段階の意志は、身体や衝動などあらゆる特殊性を捨象して抽象的に普遍であるだけの意志であり (§ 5)、人格の前提にある意志形態である。所有にすら至っていない前人格的な意志とも言える第一段階の意志はあらゆる規定をもたないのだから、「太郎の人格」と「次郎の人格」といった区別もできない。あらゆる人格は等しく、数的な区別すらできない (§ 49 注解)。このような空虚な意志が特殊性を身につけると、人格と主体が属する第二段階の意志になる (§ 6)。人格は外的事物において、主体は行為において、ヘーゲル的な意味での「自由」、すなわち、おのれと異なるものにおいておのれのもとに留まり続けること³を実現する。

まず人格は、その対象となる外的事物が意志を欠いて直接的に存在するために (§ 42)、障害を受けることなく欲望や衝動といった特殊な意志に沿う形で (直接的に) 外的事物を所有して自らの自由を実現でき、このことがそのまま法・権利でもある。しかし、抽象法での所有は、人倫における普遍的意志とのつながりを欠くため、意志の自由が欲望や衝動に沿って実現されて得られる内容があれでもこれでもありえることになり (cf. § 14)、この自由の実現自体が偶然性というあり方であることは前提になる。この意味で、人格ないし抽象法は直接的な偶然性である。

では、「特殊な主観的意志として、普遍的なものそのものを意欲する意志」 (§ 103) と言われる主体はどのようなものか。主体の対象は、意志の特殊な

目的が外化されたものとしての行為である。行為は、他者との関わりを生み出して他者との肯定的な関係を必然的に含む点に特徴がある（§ 112, 113）。たしかに人格も契約という形で他の人格との関係を取り結ぶが（§ 73）、この契約は特定の事物に関する意志同士の一一致に過ぎず（§ 74）、「他者の意志との肯定的な関係」（§ 113 注解）ではない。主体が人格と違うのは、自らの自由を実現するにあたって他者との関係を考慮しなければならない点である。ヘーゲルは、実現されるべき普遍性が他者との関係を本質的に内包すると考えるから（cf. § 71）、おのれの行為が他者との関係のなかで当初の目的を貫徹できないかもしれないことを自覚した行為する主体は、他者とは異なる自らの特殊性を自覚しながらも（自由を実現する場としての）法・権利を成立させて普遍性を目指すという意味で媒介的であり、反省を含んでいる（cf. § 106 注解）。とはいえ人倫なしには、人格同様、主体もまた偶然的なものに留まる。それゆえここでは特殊な意志が普遍的な意志に必然的に一致することはなく、この必然的一致は実現されるべき要請に留まる⁴。この意味で主体ないし道徳性は媒介的な偶然性である。

このように人格と主体は、おのれの偶然性を繰り返すうちに、おのれに還帰する反省があるかどうか、一言で言えば、おのれの偶然性への自覚があるかないかで区別される（cf. § 104 注解）。この反省ないし自覚が生じて人格が主体に移行するのが、本稿が主題とする「第一部 抽象法」末尾にある「第三節 不法」、その中の特に「C. 強制と犯罪」である。ヘーゲルが挙げる悪意なき不法、詐欺、犯罪という三つの不法ではいずれにおいても、おのれの特殊な利害を脇において人倫の規範に沿った公正な判断を下す裁判官が要請される（§ 86, 89, 103）。この要請を一挙に満たすことはできないため、この要請を満たすための必要条件として、おのれの偶然性を自覚した主体という意志形態が要請されることになる。この主体の要請は、強制という特徴を持つ犯罪でだけ成就へと向かうことになる。

第二章 人格から主体への移行

「不法」とは、「即自的な法・権利 [= 普遍的意志] と特殊な意志の対立」である（§ 82）。前章で述べたように、特殊な意志をうちに含み込む人倫という普遍的意志のもとにはない人格は、抽象的な普遍的意志（抽象法）に直接的に一致するだけであり、不法はこの直接性ないし無自覚性を暴露する役割を果たす。不法は、「悪意なき不法」、「詐欺」、「犯罪」の三つに分かれるが（§ 83）、本稿で問題になるのは最後の犯罪である。

犯罪はさしあたり、ある人格が別の人格の所有物を奪い取ることなどと思

ってよい。犯罪という不法の特徴が強制である点に求められることは、ヘーゲルが不法章を「A. 悪意なき不法」「B. 詐欺」「C. 強制と犯罪」の三つに分けながらも、最後の C を単に「犯罪」とせず、しかも C の冒頭五節を犯罪の語に触れることすらなく強制の説明に費やしていることにも表れている。本章では、この特徴ゆえに犯罪でこそ、復讐の無限連鎖が生じて主体への移行が生じることをテキスト解釈として示す。

a. 強制としての犯罪

犯罪は強制の一種であり、強制とは一般に、ある意志が何かを得るため、別の意志を犠牲に供するような暴力である (cf. § 90)。ヘーゲルによれば、強制を行う意志も意志であるからには自らの自由を実現しようとするのだが、強制は「その概念の内部でそのままおのれ自身を破壊している」 (§ 92)。これはどういうことか。まさに抽象的である抽象法は元来、特殊性というものを捨象しており、特殊性を身につける所有に至る前の段階で人格を考えるならば、人格同士の区別すらできない (第一章)。したがって、強制する意志が他の意志に危害を加えると言うとき、それは無人称の意志が無人称の意志に強制を加えるとも表現するほかなく、この抽象法本来の水準で考えれば、強制は「その概念の内部でそのままおのれ自身を破壊している」ことなるのである⁵。この側面に注目するとき、強制は「不正・不法 *unrechtlich*」である (ibid.)。だが、強制が概念上おのれを破壊することは、必然的に強制の強制による廃棄 (否定) という実際の現れを伴い、法・権利を維持する機能を果たすこの強制の強制、すなわち、すでに起こってしまった強制を廃棄する第二の強制の方は「正当・合法 *rechtlich*」である (§ 93)。抽象法では強制による侵害は強制によって解消するしかないことをヘーゲルは、「抽象法は、強制による法・権利 *Zwangsrecht* である」 (§ 94) と表現する。強制が強制を廃棄することで、特殊な意志は普遍的な意志のもとにいわば屈服して包摂されることになり、不法状態における普遍的な意志と特殊な意志の対立は解消されるのである。

b. 犯罪という強制

以上で強制一般の特徴が明らかにされた。ヘーゲルの明言はないものの、抽象法での人格による強制が特に「犯罪」と呼ばれる (cf. § 95)。そして、犯罪という第一の強制を廃棄する第二の強制は特に「報復」と呼ばれる (§ 101)。抽象法の場面での報復は「復讐」である (§ 102)。復讐はいわば私的な報復であり、公的な報復である「刑罰」とは区別される。ここで注意した

いのは、「犯罪の廃棄」（報復）については多くが語られる抽象法の場面で「刑罰」への言及は皆無に近く、犯罪の廃棄は刑罰と同一視されていないことである⁶。『法哲学』は多くの節で本文に加えて注解が付されているが、一般の用語法ではなくヘーゲル自身の用語法に沿って本筋の論理が展開される本文に限ってみれば、「刑罰」という語が現れるのは第一部の最終盤にあたる § 103 の一ヶ所だけだ。犯罪の廃棄は国家では刑罰という形式をとるが、他の形式もあり得る（§ 100 注解）とも言われている。

さて、第二の強制としての報復が正当であるのは、「一つの定在する意志としてのこの犯罪者の特殊な意志を侵害することは、そうでなかつたら妥当することになるであろう犯罪を廃棄することであり、法・権利を回復することである」からである（§ 99）。報復は、法・権利に反する行いを否定せずに放置すればそれが妥当することになってしまうというある種の論理的な理由から正当化される⁷。この正当性を担保するためには、当然、報復という「一つの定在する意志としてのこの犯罪者の特殊な意志を侵害すること」が、犯罪者と同じ水準にある特殊な意志によって担われてはいけないだろう。だが、まさに抽象法の場面では裁判所の不在ゆえ（cf. § 219）、報復はつねに復讐へと成り下がる。

犯罪の廃棄は、最初、直接性のこの領域 [= 抽象法] においては復讐である。復讐は報復である限り内容の上で合法・正当である。だが、復讐は形式の上で、ある主観的な [= 特殊な] 意志の行為である [に過ぎない]。この主観的な意志は生じた侵害のそれぞれにおのれの無限性を置き入れることができ、それゆえ、この主観的な意志の正義 *Gerechtigkeit* はそもそも偶然的である。これはちょうど、この主観的な意志がまた他の意志に対しては単に特殊な意志であるのと同様である。復讐はある特殊な意志の肯定的な行為であるがゆえに、一つの新たな侵害になる。つまり、復讐はこのような矛盾として無限の過程に落ち込み、世代を超えて際限なく続いていく。（§ 102）

犯罪を廃棄する報復は、直接性の領域としての抽象法では、犯罪と同じ水準の特殊な意志によって担われるほかない。たしかに復讐は第二の強制として法・権利を保とうとするから、その為すこと自体は合法・正当である。だが、復讐する意志の行為は結局おのれ自身の自由を実現するだけであり、犯罪者の特殊な意志から見れば、復讐する意志は普遍的な意志ではなく単なる特殊な意志でしかない。それゆえ、復讐は偶然的な正義であらざるを得ず、

それは犯罪と変わらぬ侵害行為だと言わねばならない。不正・不法な強制は新たな強制を生み出すために、復讐が犯罪を廃棄したと思いきや、今度はこの復讐を廃棄する別の強制が生じることになってしまう。すなわち、抽象法において、犯罪は復讐の無限連鎖を必然的に呼び起こす。だが、一見すれば単なる悪無限にしか映らないこの状況でこそ人格から主体への移行が生じるのである。

c. 復讐の無限連鎖における主体への移行

復讐について述べた § 102 に続く § 103 は次のように展開される。

こうした〔復讐における内容と形式の〕矛盾は（矛盾は他の不法でも見られた； § 86, 89）ここでは不法を廃棄する仕方に則って存在している。この矛盾が解消されるべきだという要請は、主観的な関心と形態や威力の偶然性から解放され、それゆえに復讐するのではなく刑罰を行うような正義の要請である。このことのうちにはさしあたり、特殊な主観的意志として普遍的なものそれ自体を意欲するような一つの意志の要請がある。しかし、道徳性というこの概念は要請されたものであるだけでなく、こうした運動自体のなかで現れ出てきているのである。（§ 103、下線引用者）

『法哲学』「第一部 抽象法」の本文で「刑罰」の語が現れるのは一ヶ所だけだが、それがこの箇所である。ここでは「刑罰する正義」が要請されるだけでその行使が何らかの役割を果たすとは書かれていない。ヘーゲルは刑罰の要請を記してすぐに、「さしあたり」と断ってその要請を構成する要素のうち、人倫がないこの段階で実現できる事柄へと視点を移している。その実現可能な要素とは、特殊な意志でありながら普遍的な意志との一致を意欲するような意志（主体）の要請のことである。そのような意志のあり方は道徳性と言い換えられ、それが単に要請されるに留まらず、「こうした運動」のなかですでに現れ出てきているとヘーゲルは言う。つまり、特殊性から普遍性への接近を目指す道徳性としてのあり方をとる意志（主体）が、これまでの経過のなかで生じてきている。それはどこでか。上で全文引用した § 103 のなかに「こうした運動」の明確な指示対象は文法上見出せない。しかし、§ 102 とのつながりを考えるなら、§ 103 の引用冒頭の「こうした矛盾」の実質的に指示する復讐の無限連鎖がその指示対象になっていると考えるのが妥当であろう。つまり、人格から主体への移行は、復讐の無限連鎖においてこ

そ当為に過ぎない単なる要請を超え、いわば内在的に生起することになるとヘーゲルはこの § 103 で述べているのである。主体への移行を果たした意志は、他者との関係のなかでおのれのあり方（特殊性）を否定しておのれへと立ち戻り、特殊性と普遍性の直接的一致に潜む対立を自覚した、「特殊な主観的意志として普遍的なものそのものを意欲する意志」（§ 103）になっている。このテキスト解釈は、講義録で「犯罪と復讐する正義は、意志がおのれのうちに還帰した個別性 [= 主体] を表す」と明言されていることから裏付けられる⁸。

だが、疑問に思われるのは、このように直接性の段階を脱して他者の存在を繰り返す、おのれに還帰した媒介的な意志形態が、なぜ復讐の無限連鎖という悪無限において成立すると言えるのかということである。言い換えれば、直接的に区別されるに過ぎない自己と他者が際限なく否定し合うだけの強制の悪無限のなかから、どのような論理で他者を繰り返した反省的な自己という真無限が生じると言えるのだろうか。人格から主体への移行が刑罰の行使によってなされると解釈してきたために問われることすらなかったこの問いに答えるにあたって、『大論理学』「存在論」の質論を参照する必要がある⁹。

第三章 悪無限から真無限へ

『大論理学』存在論の質論は、「存在 Sein」、「定在 Das Dasein」、「対自存在 Das Fürsichsein」の三つに分かれる¹⁰。簡潔にまとめれば、質論は、区別なき無規定性としての「存在」が、直接的な他者との区別において規定性を持つだけの「定在」となり、さらに、定在における直接的な自他関係からおのれに還帰して（真）無限性を獲得した「対自存在」へと移行する構成をとっている¹¹。精神哲学に属する『法哲学』に論理学をそのまま持ち込むことはできないとはいえ、質論の構成は、あらゆる規定性を捨象した前人格的な意志、所有に至った人格、他者関係を伴う行為に関わる主体という流れに対応させられる。そして、定在の末尾で悪無限が真無限に移行することにより対自存在が成立する展開が、復讐の無限連鎖における主体の生成に重なる。この対応付けが可能であることを以下では論証していく。

a. 悪無限

まず有限者が無限者に移る最初の段階を確認する。質を持つ定在（或るもの Etwas）は、その質という限界 Grenze によって限定されている。この定在が有限者と呼ばれ、その場合の有限性は、限界のような非存在がおのれの本性ないし即自存在を構成しているために、おのれの外へと超え出ようとす

ることを意味する (GW21, 116)。「定在はおのれの即自存在のうちでおのれを有限者として規定する」(ibid., 125) と言われるように、有限者にとっての限定は最終的には無限者と呼ばれるようになる。有限者は、おのれの他者であり即自存在であるこの無限者との関係においてはじめて存立し得、無限者に接近しようとする。「有限者は、自らおのれの本性に従って無限性になっていくものに他ならない。無限性は有限者の肯定的な規定であり、有限者が真に即自的であるところのものなのである」(ibid.)。こうして有限者は無限者のうちで消失してしまうことになり、もはや「存在するのはただ無限者だけである」(ibid.)。

ところが次の段階では、有限性を脱したかに思われた無限者は非有限者という意味で有限者なしにはありえないために、有限性の水準に落ち込むとされる。このような無限者は「それ自身有限な無限性」でしかない (ibid. 127)。有限者と無限者はいまや、一方が此岸、他方が彼岸と表象されて切り離されつつも (cf. ibid., 127)、互いが互いを必要とする関係にある。これをヘーゲルは「有限者と無限者の交互規定」と呼び、その有様を「無限への進行」「永遠の当為」「この有限者と無限者の同一で退屈な交代」とも表現する (ibid., 129)。これが「悪無限」である。この悪無限は無限者と有限者を切り離して固定的に区別しようとする悟性の産物であるゆえ、「理性の無限性」である真無限とは異なる「悟性の無限性」だとも言える (ibid., 124)。

ここでいったん『法哲学』に戻ろう。第二章 a で述べたように、強制は「その概念の内部でそのままおのれ自身を破壊している」 (§ 92) のだった。つまり、強制はおのれのうちにおのれの非存在を含むという意味で有限だということである。そして、不正・不法な第一の強制が、おのれを廃棄する公正・合法的な第二の強制を必然的に呼び起こすということは、第二の強制というものが、第一の強制がおのれを超え出て行く先にある、おのれの即自存在としての無限者だということである。さらに、どの行いも不正・不法になってしまった復讐の無限連鎖が、有限者と無限者の永遠の交互規定としての悪無限に対応している。すなわち、最初正当・合法と思われた第二の強制は、抽象法の場面においては有限な無限者でしかなく、したがって、有限性の水準で有限者と無限者が交互規定するように、復讐は犯罪と同水準の行いとしてさらなる復讐（強制）を呼び出し続けるのである。

b. 真無限

一見して袋小路に映る悪無限はしかし、ヘーゲルによれば、そのうちにすでに真無限を潜在させている。

[こうして]示された有限者と無限者が行ったり来たりする交互規定のうちに、両者の真理が即自的にはすでに存する *vorhanden*。必要なのは、現にあるものを捉えることだけである。[言い換えれば、]この行ったり来たりが概念 [=真無限] の外的な実現を表しており、この実現のうちでは、ただ外的に、離れ離れになるように、概念が含むものが定立されている。必要なのは、この異なる規定 [=有限者と無限者] を比較することだけであり、この比較のうちで、概念それ自体を与える統一が生じるのである。(ibid., 130-131)

悪無限は真無限の不適切な表現形態と言うべきであって、真無限をそのうちに含んでいる。真無限を悪無限の外にあるものと表象して有限者と無限者の統一を考えようとすれば、「おのれ自身と有限性をおのれのうちに含む無限者でそれ自身あるような統一」、すなわち、交互規定する有限者と無限者のいわば超越的な位置に設けられるような「悪名高き」統一にしかならないだろう (ibid., 132)。それでは悪無限が自ら真無限へと移行することはできない。では、どのような「比較」によって悪無限のうちに潜む真無限は現れるのか。ここで先に述べた悟性の立場を捉え直す必要がある。

悪無限においては、有限者と無限者が交互に規定し合っていた。この事態を有限者を出発点にして捉えると、実は次のような形で有限者はおのれを否定することでおのれに還帰していたことが判明する。

まず、有限者がある。次いで、この有限者は超え出て行かれ、有限者のこの否定的なものないし彼岸が無限者である。第三に、この否定は再び超え出て行かれ、新しい限界が生じ、再び有限者となる。——これは、おのれ自身を結び付ける完全な運動であり、この運動は、始まりを成したもののもとに到達している。始められたところのものと同じものが生じているのである。(ibid., 134)

無限者を出発点にしても同じような還帰が見られる。このことをもって、切り離された両者の双方から異なる二つの帰結が生じたと見てはならず、有限者も無限者も共に「自らの否定を通じておのれに帰っていく運動」(ibid., 135) になっていると見なければならぬ。これが先に言われた「比較」の内実である。真無限とは、このように過程 *Proceß* あるいは生成 *Werden* としてあるこの運動のことである (cf. ibid., 135-136)。真無限においては、有限

者と無限者が超越的な位置で統一されるのではなく、「それぞれが、おのれ自身においてこの統一なのであり、この統一であるのはおのれ自身の廃棄としてだけである」(ibid., 133)。直接的で固定的な区別は廃棄され、(有限な無限者を含めた)有限者はおのれにおいて媒介を具えた統一として真無限になっているのである。

無論、「その[悪無限の]うちで実際に現にあるものは、我々による単純な反省によってのみ見られうる」(ibid., 134)と言われるように、結局は悟性自身の力だけで悪無限が真無限に移行するわけではない。しかし、ここで注意を向けるべきはむしろ、固定的な区別に固執して悪無限を生じさせたかに思われた悟性が実際には自ら「理性の無限性」としての真無限を把握しかけていたということである。松岡健一郎の言葉を借りれば、「悟性の自己言及的運動ないし自己還帰運動が至る帰結というのは、実際にも悟性自身が自らの運動の端緒を確認するものである。(…)ここに存するのは自己を他なるものに関係付けて一層豊かになって自己自身のもとへ帰巢するはたらきであり、肯定的で生産的に自己へと還帰する運動である」¹²。こうして悪無限は真無限に至り、定在が対自存在へと移行することになる。

さて、復讐の無限連鎖における移行を考えるうえで重要なのは、真無限という「過程」のうちでは「無限者がおのれを格下げする」(ibid., 135)という事態が不可欠な契機として含まれている点である¹³。本章 a で説明したように、有限者の即自存在としてあった無限者は非有限者という意味で有限者と不可分にあるゆえ、有限な無限者となってしまう。これが無限者によるおのれの格下げである。もしこの格下げがなかったなら、両者の交互規定は起こらず、したがって悪無限も真無限もありえなかつただろう。すなわち、無限者が格下げられて有限者と同じ水準に落ち込むことなしに、(有限な無限者を含めた)有限者がおのれのうちに還帰して媒介的な運動を獲得する真無限は生じえないのである。抽象法においてこの格下げは、正当・合法的なものだった第二の強制が、犯罪という第一の強制と同水準にある復讐になってしまうことに対応している。そうして生じてくる復讐の無限連鎖は、特殊な意志(有限者)に他者関係(交互規定)のなかでおのれの特殊性を自覚させ、さらに、その特殊な意志が、それ自身特殊な意志でありつつも同時に、他者関係を内包する普遍的な意志(無限者)でもあるような統一的なあり方を志向する主体という真無限的な意志形態を生み出す。こうして『大論理学』を参照することにより、まさに復讐の無限連鎖においてこそ人格から主体への移行が起きなければならないその論理が明らかになった。

結語

本稿の目的は、『法哲学』第一部と第二部の結節点にある人格から主体への移行に関して新しい解釈を提案することにあつた。本稿第一章及び第二章では、問題の移行は刑罰の行使によってではなく復讐の無限連鎖において生じていることがテキスト読解によって示され、第三章では、この読解が単に文面上正当であるだけでなくヘーゲル論理学の裏付けを持っていることも明らかになった。

ところで、本稿が行なった解明により新しい問いも浮上するだろう。例えば、『法哲学』第三部で初めて役割を演じる刑罰がヘーゲル論理学のどの箇所に対応するのかは本稿では検討できていない。特殊な意志と普遍的な意志の一致が達成されている人倫 (cf. § 141) は本稿で扱った箇所とは議論の土俵が異なり、別の考察が必要になる。しかし、本稿は所期の目的を達成したことをもって満足したい。

注

1. 近年のヘーゲル刑法論の動向は中村[2021]に詳しい。
2. 例えば、Siep[1989], p. 98; Quante [1993], pp. 35-37; Mohr [2005], p. 121. W. シルドと大橋基は復讐する意志に移行を正しく見ている点で例外だが、いずれも移行の論理を正確に提示してはいない (Schild [1979], pp. 208-209; 大橋[2005], p. 124.)。
3. 『法哲学』には自由を明確に定義する記述がないが、ヘーゲルは「意志の活動性」を「主観性 *Subjektivität* と客観性 *Objektivität* の矛盾を廃棄して、おのれの目的を前者の規定から後者へと移し換えると同時に客観性のうちでおのれのもとに留まり続けること」だと言う (§ 28)。これを自由の説明と見てもよかろう。
4. M. ギュスティは道徳性の立場が第一義的には、「個別性 [=特殊性] と普遍性の最も極端な対立、したがって、両者の融和の理論的な不可能性」だとする (Giusti[1987], p. 59)。
5. 今村健一郎も同様の解釈を採っている (今村[2017], p. 52)。
6. 講義録では明確に抽象法で刑罰が生じないことが述べられている (GW26.2, 860; GW26.3, 1180)。
7. クーパー[1981], pp. 56-62. なお、ヘーゲル刑法論で著名な K. ゼールマンは、この § 99 での犯罪の廃棄 (彼の言葉では刑罰) の正当化は不十分だと詳しい説明なしに判断している。そのうえで彼はイェーナ期の著作を持ち出して、「承認関係の回復」という「暗黙の基礎づけ」を読み込む (ゼー

ルマン[2011], p. 101)。だが、承認という外在的な要素なしに解釈できる場面で承認を持ち出すのは不必要かつ不適切である。

8. GW26.1, 274. なお、この講義録での発言に『法哲学』で対応するのは「[抽象]法から道徳性への移行」と題された§104であり、この節もまた「犯罪と復讐する正義」という主語で始まっている。
9. K. フィーベックは犯罪が「否定的無限判断」 (§95) とされていることを手掛かりに、人格から主体への移行を『大論理学』「概念論」における定の判断から反省の判断への移行に対応させている (Vieweg[2012], pp. 141-147)。彼が復讐の無限連鎖において移行が生じていると踏まえていないことは脇に置くとして、本稿とは異なるこの対応づけの仕方も選択肢としては考慮されるべきかもしれない。この判断論の箇所は、本稿が参照する質論の箇所に何らかの関係があると考えられるが (cf. 山口[1988], pp. 151-158)、そこまで問うことは本稿の課題を超える。本稿はあくまで『法哲学』の叙述に潜む論理をもっとも直截に表現している箇所として質論を取り上げる。
10. 本稿では、いかにして人格が復讐の無限連鎖においていわば内在的に主体へと移行するかをよりよく明らかにするため、『大論理学』の第二版の方を参照する。松岡健一郎によれば、第一版と第二版の悪無限が真無限に移行する論理の大枠は同じであるが、ときに冗長と評価される第二版の方が、悪無限を生み出す悟性の立場にできるだけ寄り添う形で真無限をつかみ出そうとしている。この点で第二版の方が本稿の目的に適うと判断した。Cf. 松岡[2012], pp. 116, 121-124.
11. この要約にあたっては『ヘーゲル事典』の項目「存在 (有)」、「定在」、「対自」を参照した (執筆者は順に四日谷敬子、小坂田英之、杉田正樹)。
12. 松岡[2012], p. 123.
13. 松岡[2012], p. 120.

参考文献

<一次文献>

ヘーゲルの著作はすべて全集版による。『法哲学』から引用する際は、参照の便宜を図るため§だけを記した。それ以外の引用は慣例に従って略号 GWのあとに巻数と項数を記した。強調の傍点は原文に従っている。引用文中の[]は引用者による補足を表す。

G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, ed. Rheinisch-Westfälische Akademie der Wissenschaften, Felix Meiner Verlag.

<二次文献>

- 今村健一郎 [2017], 「ヘーゲルの刑罰論」『愛知教育大学研究報告・人文・社会科学編』第 66 号、pp. 49-61.
- 大橋基 [2005], 「ヘーゲルの「刑罰」論における復讐心の問題」『ヘーゲル哲学研究』第 11 号、pp. 118-130.
- 加藤尚武ほか編 [2014], 『縮刷版 ヘーゲル事典』、弘文堂
- クーパー、D. [1981], 「ヘーゲルの刑罰論」『ヘーゲルの政治哲学（下）』Z. A. ペルチンスキー編、藤原保信ほか訳、御茶の水書房、pp. 31-70.
- ゼールマン、K. [2011], 「ヘーゲル『法哲学要綱』における刑罰論」『関西大学法学論集』第 62 卷第 3 号、飯島暢・川口浩一監訳、中村悠人訳、pp. 89-115.
- 中村悠人 [2021], 「ヘーゲルの刑法学への影響」『ヘーゲル哲学研究』第 27 号、pp. 24-40.
- 松岡健一郎 [2012], 「『大論理学』第二版における「真無限」の概念」『ヘーゲル哲学研究』第 18 号、pp. 115-127.
- 山口裕弘 [1988], 『近代知の反照』、学陽書房
- Giusti, M. [1987], Zu Hegels Begriff der Handlung, in: *Hegel-Studien* 22, pp. 51-71.
- Quante, M. [1993], *Hegels Begriff der Handlung*, Friedrich Frommann Verlag.
- Mohr, G. [2005], Unrecht und Strafe, in: *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, ed. L. Siep, Akademikar Verlag, pp. 95-123.
- Schild, W. [1979], Die Aktualität des Hegelischen Strafbegriffs, in: *Philosophische Elemente der Tradition des politischen Denkens*, ed. E. Heintel, Oldenbourg Verlag, pp. 199-233.
- Siep, L. [1989], Person and Law in Kant and Hegel, in: *The Public Realm*, ed. R. Schürmann, State University of New York Press, pp. 82-104.
- Vieweg, K. [2012], *Das Denken der Freiheit*, Wilhelm Fink Verlag.